平成２４年（フ）第１４３０５号
埼玉県川口市青木３丁目11―36―203
破産者　吉田　和正
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６８２号
千葉県千葉市若葉区若松町2110―18―Ⅲ―707
破産者　宗政麻伊子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６８６号
神奈川県海老名市上今泉６丁目26―50―401
破産者　渡辺　輝光
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７７１号
東京都江戸川区中葛西３丁目23―18―101
破産者　赤羽　　忠
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０８５号
東京都練馬区石神井台２丁目５―12　第２寿マンション201
破産者　今井　信雄
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１７４号
東京都品川区西五反田８丁目６－７　五反田荘
破産者　杉野　　哲
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２６３号
東京都福生市本町31―２―103
破産者　嶋村　直美（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６４９号
埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘１丁目22―７
破産者　児玉　愛子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７０２号
東京都墨田区業平５丁目１番18―612号
破産者　菱三プレス工業有限会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７０３号
千葉県成田市稲荷山390―265、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市馴馬町5404―101
破産者　菱沼　勇司
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０５号
京都府京都市中京区烏丸通六角下る七観音町629―１　５Ｆ
破産者　株式会社ナレッジデザイン
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０６号
東京都港区台場１丁目１－１―2708
破産者　青山　裕一
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１８号
東京都港区新橋６丁目12番８号
破産者　アプリケーションサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４１号
神奈川県海老名市上郷３丁目13番71号
破産者　有限会社ジェイ・エー・エム
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３号
東京都小平市大沼町２丁目729番地
破産者　関東超硬刃物株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４号
東京都小平市大沼町２―729、住民票上の住所東京都小平市大沼町４丁目43―20
破産者　工藤久美子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５号
東京都小平市大沼町２―729、住民票上の住所東京都小平市大沼町４丁目43―20
破産者　工藤　　晃
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７４号
埼玉県八潮市八潮６丁目11番23号
破産者　株式会社ジョイコム
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７５号
東京都足立区西新井３丁目16―５―509
破産者　傍島　康夫
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６号
東京都港区六本木６丁目10番１号
破産者　株式会社WMT　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　ＩＩ
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２３号
東京都荒川区東尾久５丁目５番９号
破産者　有限会社あゆさテック
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４号
東京都足立区加賀１丁目19―12―105
破産者　酒場　正利
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部